

第8次長野県保健医療計画の策定について

医療政策課

1 保健医療計画の概要

趣旨・目的

県民の健康の保持・増進と医療提供体制の確保を図るため、国が定める基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じて都道府県が策定（医療法（以下「法」という。）第30条の4第1項）

記載事項（法第30条の4第2項）

（下線部は第7次計画策定後に追加された事項）

- ・医療圏の設定
- ・基準病床数
- ・5疾病・6事業*及び在宅医療に関する事項
- ・地域医療構想
- ・医師確保計画
- ・外来医療計画 等

※5疾病・6事業 ⇒ 5疾病：がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患
6事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、
新興感染症発生・まん延時における医療

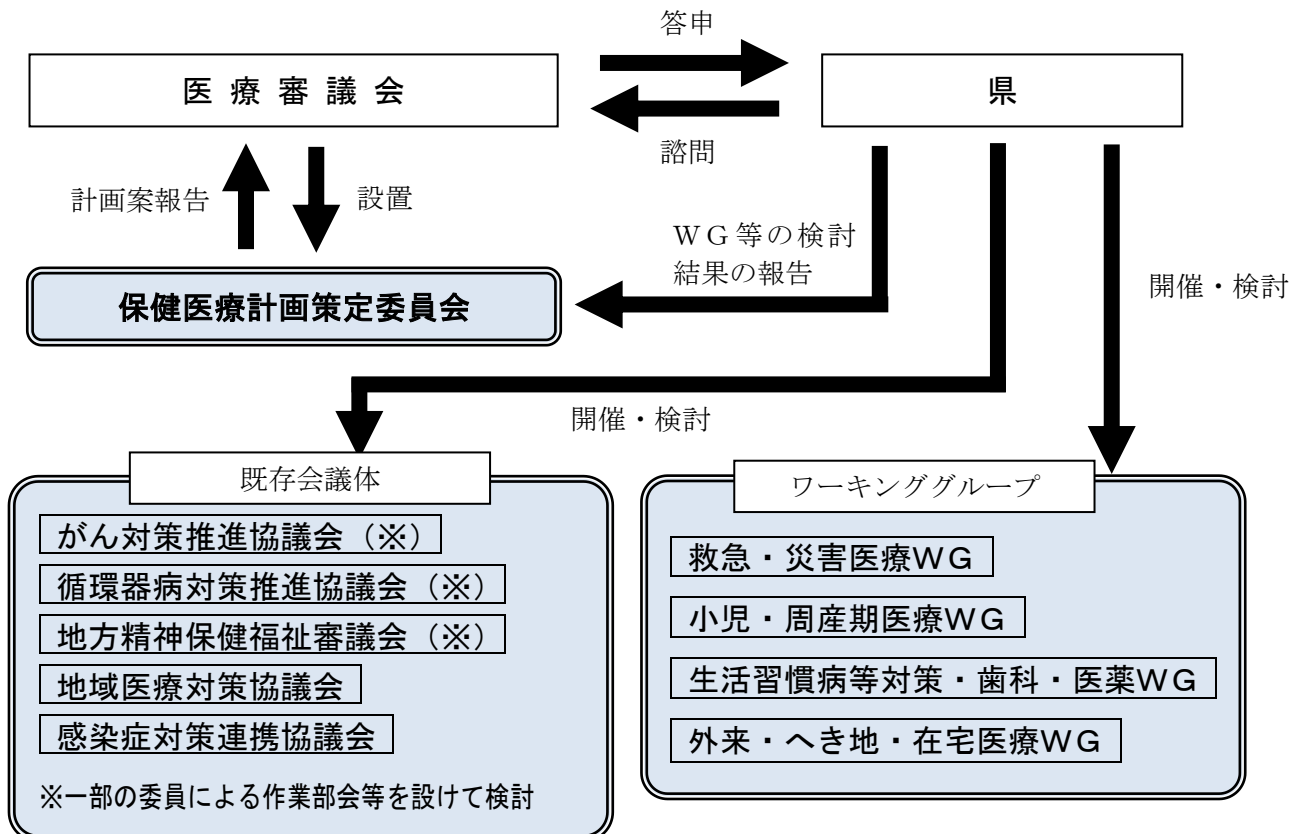
計画期間

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）（6年間）

2 策定体制

- ・医療法施行令第5条の21の規定に基づく医療審議会の部会として保健医療計画策定委員会を設置（審議会委員全員と、新たに選任する専門委員4名により構成）
- ・分野ごとの協議・検討を行うため、県でワーキンググループを開催するとともに、既存の会議体も活用。

【策定体制のイメージ】



3 地域医療構想調整会議における意見交換

- ・ 国が定める医療計画作成指針において、都道府県は、医療計画を検討する際、必要に応じて、圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場として「圏域連携会議」を設置することとしている。
- ・ 本県においては、前回計画策定時と同様、地域医療構想調整会議を「圏域連携会議」とみなし、今年度の7月～9月の第1回、10月～12月の第2回の調整会議において、次期医療計画についてご意見をいただく予定。

○「医療計画作成指針」（抜粋）

第4 医療計画作成の手順等

6 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順

(2) 作業部会及び圏域連携会議の設置

都道府県は、5疾病・5事業及び在宅医療について、それぞれの医療体制を構築するため、都道府県医療審議会又は地域医療対策協議会の下に、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場（以下「作業部会」という。）を設置する。また、必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場（以下「圏域連携会議」という。）を設置する。

作業部会と圏域連携会議は、有機的に連携しながら協議を進めることが重要であり、原則として、圏域連携会議における協議結果は作業部会へ報告すること。

また、それぞれの協議の内容・結果については、原則として、周知・広報すること。

① 作業部会

略

② 圏域連携会議

圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。

その際、保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互又は医療機関と介護サービス事務所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。

ア 構成

各医療機能を担う全ての関係者

イ 内容

下記の（ア）から（ウ）について、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定する。

（ア）医療連携の必要性について認識の共有

（イ）医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に関する情報の共有

（ウ）当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関する情報の共有

また、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行う。

